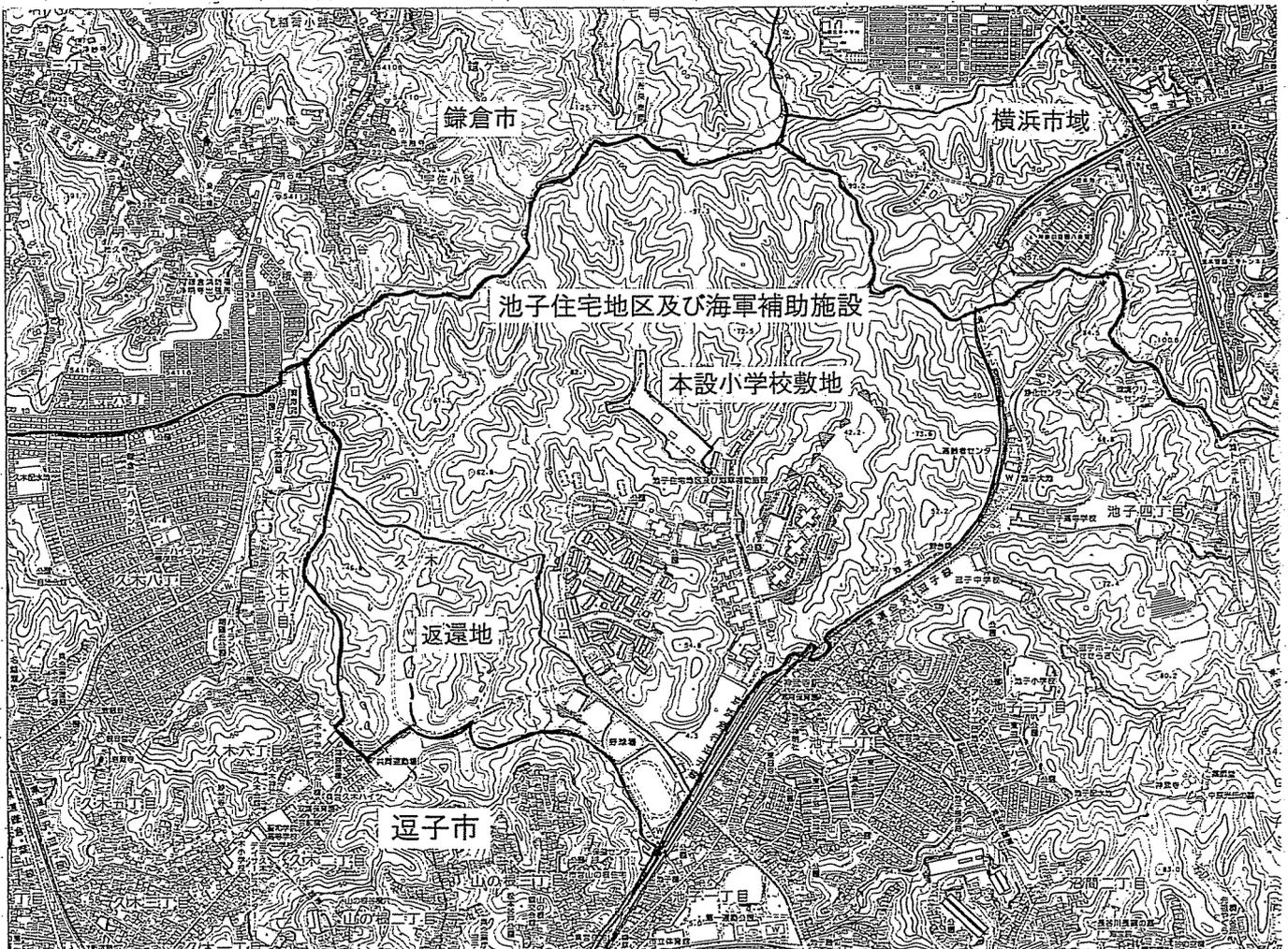


池子問題について

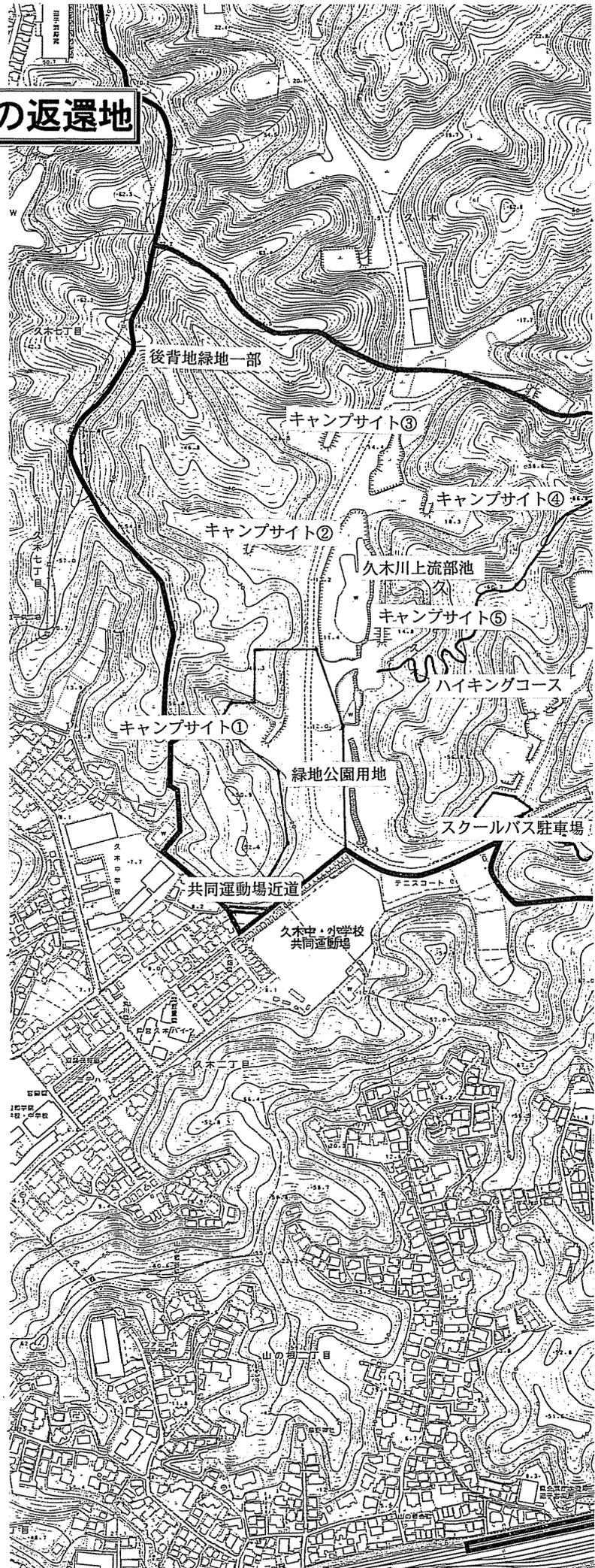
市からのお知らせです

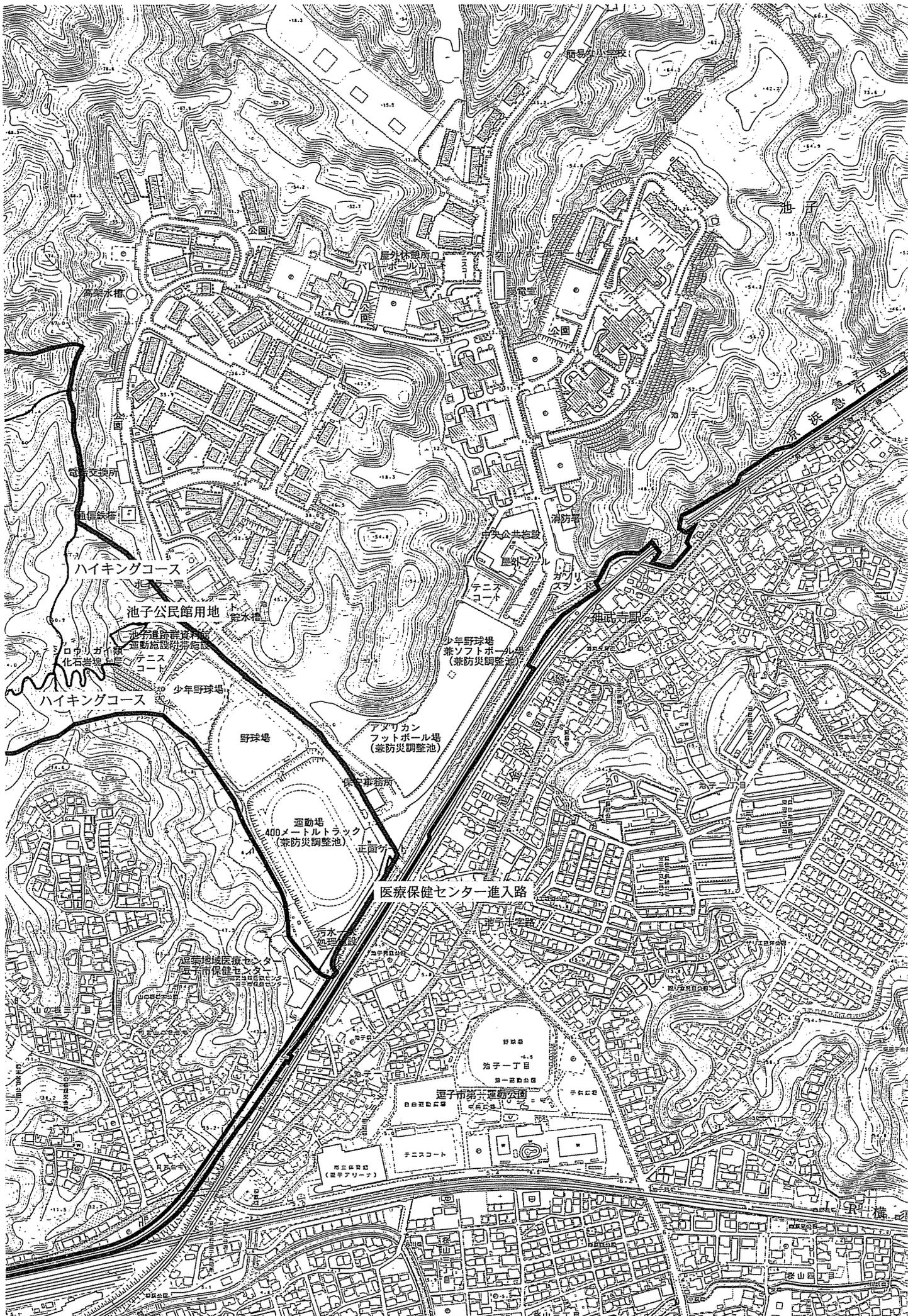
これまで逗子市は、国からの米軍住宅追加建設等の協力要請を拒否し、池子返還を求めてきました。これに対し、国は40ヘクタール（約12万坪）の返還を初めて正式に示して、住宅建設、本設小学校建設等との一括解決を求めてきました。市民の皆様には池子問題の現状をご理解いただくため、返還地、建設計画の概要、市の考えをお知らせ致します。



I 提示された約 40ha の返還地

- 西側運動施設 (約 5 ha)
 - ・ 400mトラック 1面
 - ・ 野球場 1面
 - ・ 少年野球場 1面
 - ・ テニスコート 3面
 - ・ 駐車場
 - ・ 各運動施設に夜間照明設置
- 医療保健センター進入路
正面ゲート前から約 200m
- 都市計画道路の一部
正面ゲートから久木共同運動場間
- 池子遺跡群資料館
- 池子公民館用地 (0.15ha)
- シロウリ貝類化石展示場
- ハイキングコース
尾根沿いに整備
- スクールバス駐車場
- 緑地公園用地 (2.15ha)
- キャンプサイト (①～⑤)
- 共同運動場への近道
延長約 65m
- 久木川上流部及び池
- 後背地緑地の一部

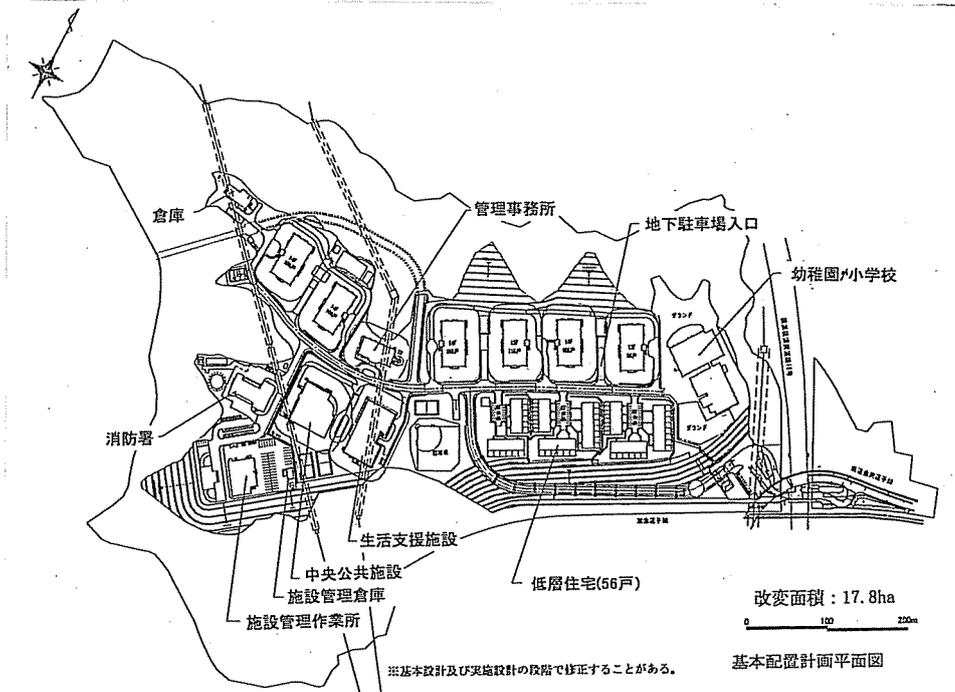




Ⅱ 協力を求められている建設事業

横浜市域に計画されている米軍住宅

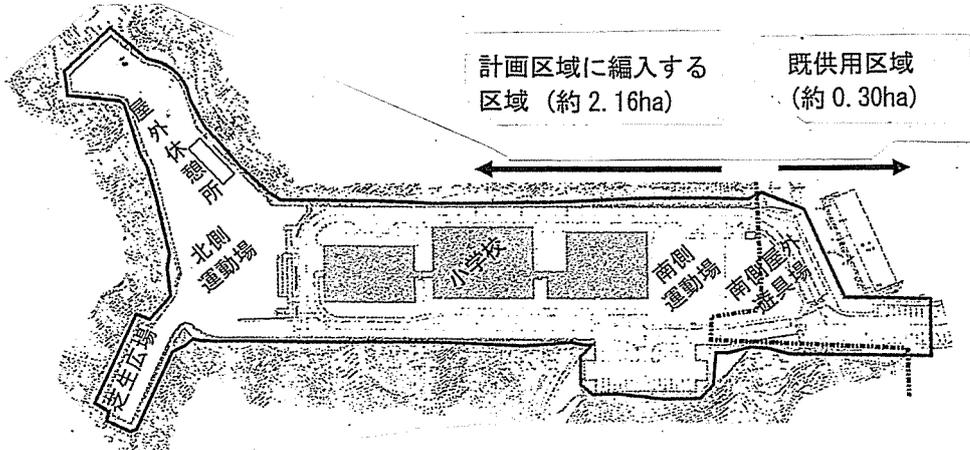
- 区域面積：約 36.7ha 内改変面積 約 17.8ha
- 整備内容：高層 6 棟、低層 8 棟 計 700 戸
- トンネル整備：逗子市域に繋がるトンネルを新設予定、位置、規模などは未定



参考図：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等建設事業の基本配置計画（2007年6月横浜防衛施設局）

本設小学校

- 土地の面積：2.46ha
- 規模・構造：鉄筋コンクリート造 3 階建 1 棟約 9,650 m² 運動場 2 か所約 6,200 m² ほか
- 対象児童：幼稚園 6 学級 1～5 年生 34 学級 約 800 名



参考図：池子米軍家族住宅建設事業環境影響予測評価書（2005年3月横浜防衛施設局）

Ⅲ 今、池子の森で起こっていること

①追加建設という理不尽な国の計画

池子米軍住宅を逗子市が受け入れたとき、国は「追加建設はしない」と回答していましたが、今、池子の森の横浜市域に 700 戸の米軍住宅建設計画を進めています。

②池子の森を守りたい市民の願い

これ以上、池子の森は壊してほしくないというのが逗子市民の願いです。市は、横浜市域への米軍住宅追加建設と逗子市域への本設小学校建設に対する国の協力要請を拒否しています。

③無念の敗訴 横浜市域の住宅追加建設の三者合意違反の訴えは棄却

平成 6 年の米軍住宅受け入れにあたって国・県・市が交わした、池子の「緑地の現況保全に配慮する」と書かれた合意書（いわゆる三者合意）には横浜市域も含んでいるとして、逗子市は裁判を起こしました。しかし、平成 19 年、三者合意は契約行為ではなく裁判の対象にならないとの司法判断が下されました。

④三者合意を盾に横浜市域の追加建設を阻止する法的根拠はなくなった

横浜市域には逗子市の行政権限がなく、裁判に敗訴したことで、三者合意を盾に建設を阻止する法的根拠は残念ながらなくなりました。国は当時、横浜市域を含めた 290ha の緑は守られると広報していましたが、三者合意文の中には、「横浜市域を含む」、「住宅追加建設をしない」とは明記されていませんでした。（資料 3 参照）

⑤着々と進む小学校建設

本設小学校建設に伴う環境影響評価（アセス）手続きは既に終了し、文化財調査も間もなく終了予定です。国は今年度、のり面の防災工事と実施設計経費を予算化しています。

⑥住宅建設を事実上受け入れて返還が実現している横浜市

横浜市は既に住宅建設を事実上受け入れ、市内の他の米軍施設の返還を実現しています。（小柴 52.6ha、富岡 2.9ha が実現し、今後、根岸住宅ほか 362.5ha を返還予定）国は現在、横浜市域の住宅建設計画に関するアセス手続きの準備を進めています。

⑦31 年間、返還がない逗子市

逗子市は 854 戸の住宅建設を受け入れた三者合意の際、返還交渉にまでは話が及ばず、その後も再三にわたり返還を求めてきましたが、31 年間全く返還が実現していません。

⑧国が 40 ヘクタール返還を正式に提示

今年 7 月、国は初めて米軍と調整した約 40 ヘクタールに及ぶ正式な返還案を逗子市に示しました。ただし返還は、横浜市域の追加建設、本設小学校、トンネル整備への協力を前提にしています。

⑨逗子市としては慎重に対応

現時点では、市は国へ回答をしていません。市民説明会などを開催し、市民の皆様へ情報提供に努め、また様々なご意見をいただき、慎重に対応していきます。

Ⅳ 市民の皆様へ

池子問題の最善の解決に向けて全力で取り組みます

逗子市長 平井竜一

「池子の緑を守りたい」という願いは逗子市民共通のものであり、私も同じ思いです。市は米軍家族住宅追加建設を何とか阻止しようと国を相手に裁判を起こしました。しかし、残念ながら敗訴し、建設を止める法的手段は絶たれました。

また、横浜市は既に米軍住宅建設を事実上受け入れて計画が進みつつあり、逗子市は極めて厳しい局面に立たされています。

しかしながら、今年の4月以降、何度も防衛省南関東防衛局長が市役所を訪れ追加建設等への協力を要請される度に、私はそれを拒否しました。市民を二分した激しい反対運動の末、米軍住宅を受け入れざるを得なかった池子の苦渋の歴史と、池子の森をこれ以上壊してほしくないという市民の思い、854戸を受け入れたにもかかわらず31年間全く返還が実現されていないことを訴え、西側運動施設や自然公園などの返還について、国に誠意ある対応を求めてきました。

こうした中、7月22日、防衛省は初めて約40ヘクタール（約12万坪）の返還地を正式に示して、追加建設等との一括解決を求めてきました。これに対して、議会や市民の皆様からは、反対を貫くべきという意見や、返還実現に向けて現実的対応をすべきという意見など、様々なご意見をいただきました。

私は、市長の責務として、かつてのような、肅々と建設が進み、結果として854戸を受け入れながら、返還を実現できずに逗子市民の負担がさらに増大するという歴史を繰り返すことだけは、避けなければならないと考えています。

折しも、8月30日の衆議院選挙を経て、民主党を中心とした新政権によって国の方向性が大きく変わろうとしています。逗子市としては、米軍基地の見直しを掲げる新政権の池子問題に対する方針を見極めた上で、①返還の実現を確実なものとする、②今後一切、池子米軍家族住宅の追加建設は行わないこと、③米軍住宅関係車両の交通問題への適切な対応、④返還後の財産処分の優遇措置、⑤公園整備への財政措置、⑥周辺環境整備への財政措置について、国に誠意ある回答を求め、その内容を踏まえて対応を慎重に判断してまいります。

そして、今後とも市民の皆様への情報提供や説明の場を設けながら、市民の意思をどのような形で反映すべきかを熟慮し、逗子にとって最善の解決策を見出すために全力をあげる決意です。



返還に関する交渉の経過概要

2008年 5月	市から国及び米軍へ返還要請	<p>病院用地及び久木公民館用地を緑地公園用地(2.15ha)へと土地利用方針を変更し、南関東防衛局長及び横須賀基地司令官へ返還要請</p> <p>国の回答: 本省へ伝える。具体的な利用計画が示されれば、関係機関と調整する。</p> <p>米軍の回答: 直ちに判断できるものではない。</p>
11月	市から国及び米軍へ返還要請	<p>緑地公園基本構想を作成し、南関東防衛局長及び横須賀基地司令官へ構想を説明し返還の要請</p> <p>国の回答: 本省へ伝えるとともに、逗子市と調整の上、関係機関と調整していきたい。</p> <p>米軍の回答: 基本構想については承知した。</p>
2009年 3月	市から米軍へ返還要請	<p>在日米海軍司令官へ緑地公園用地の返還を要請</p> <p>米軍の回答: 返還を要請された土地は、現在米軍が使用しており返還は困難である。</p>
4月	国から市へ協力要請 市は協力を拒否	<p>南関東防衛局長が横浜市域への住宅建設、本設小学校、トンネル整備への協力を前提に緑地公園返還への努力を伝えてきた トンネル整備は、相互の通行、緊急時などの使用のため必要</p> <p>市の回答: 建設について反対は変わらない。トンネル整備は市内交通への影響が懸念され認めることはできない。緑地公園用地の返還をお願いする。</p>
6月	国が市長答弁を確認 市は国の誠意ある対応を要請	<p>南関東防衛局長が第2回定例議会一般質問での「国は誠意ある対応を示すべきであり、それが話し合いの前提」との市長答弁の真意を確認</p> <p>市の回答: 市がこれまで要望していた返還を実現すべきであり、それが話し合いの前提である。</p>
6月	知事が市長を訪問 市は返還の支援要請	<p>知事が池子住宅の視察後、市長を訪問し会談実施</p> <p>知事の意見: 頑なに反対をしても、何も得るものがないまま米軍の施設ができてしまう。国の努力が見える形になれば、国との協議に応じていただきたい。</p> <p>市長の意見: 建設には反対であり、国へは協力はできない。返還に向けて支援をお願いする。</p>
6月	国から市へ打診 市は協力を拒否	<p>南関東防衛局長が非公式に市長を訪問、仮に緑地公園用地の返還と西側運動施設の自由使用が実現すれば、建設への協力がいただけるかとの打診</p> <p>市の回答: 提示内容は、33項目にある返還関係の一部に過ぎず、自然公園の実現についても言及がない。さらに一括での解決を進めようとしていることから、建設への協力はできない。</p>
7月	国から市へ協力要請 市は回答を保留	<p>南関東防衛局長が40haの返還地を示して、建設への協力の要請 市は緑地部分の返還の拡大を要請したが、国は提示が最終案であることを回答</p> <p>市の回答: 慎重に考えて回答したい。国と米軍の調整により具体的な返還地を示されたことは重く受け止めたい。</p>

池子米軍住宅建設のこれまでの経緯

住宅建設への反対運動と受け入れ

- 1983年（昭和58年）7月 防衛施設庁が池子弾薬庫を家族住宅の適地として市へ通知
（市と県は住宅建設反対を表明、市民の中でも反対運動が起こる）
- 1984年（昭和59年）3月 三島市長が住宅を認めざるを得ないことを表明
（6月に33項目条件を付け受け入れを横浜防衛施設局長へ回答）
- 11月 富野氏が市長に当選し33項目を付した受け入れを白紙撤回
（以降、市を二分した池子問題として争われる）
- 1987年（昭和62年）5月 知事が三者会談（国、県、市）で調停案を提示
9月 アセス手続きが終了し横浜防衛施設局が住宅建設に着手
10月 市長が辞職し再選後に調停案を返上
- 1994年（平成6年）11月 澤市長が三者合意を結び、住宅建設を受け入れる
（緑地の現況保全に配慮するとして854戸の住宅を建設）
- 1996年（平成8年）4月 住宅への一部入居開始（320戸、1312人）順次1998年8月
までに入居完了（837戸、3184人）

追加建設などへの対応と返還の交渉

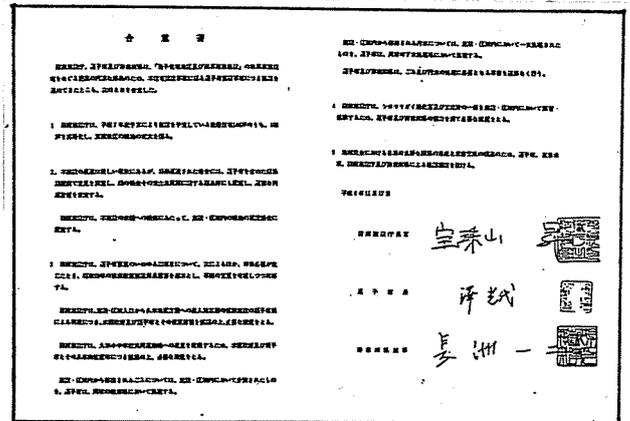
- 1998年（平成10年）3月 国が総合病院用地及び池子・久木両公民館用地を提示
（病院用地2ha、公民館用地各0.15ha）
- 4月 横浜防衛施設局長が市へ小学校建設の協力を要請
（市は簡易な小学校の建設は認め、同年8月から供用開始）
- 2003年（平成15年）7月 国が横浜市域への住宅建設を発表
- 2004年（平成16年）9月 日米合同委員会で横浜市域への700戸の住宅建設を合意
（横浜市域の飛び地約1.2haの返還を合意）
- 9月 市は建設の白紙撤回を求め、横浜地方裁判所へ提訴
（2006年3月「却下」の判断が示される）
- 2007年（平成19年）2月 東京高等裁判所（二審）において市の訴えは「棄却」
（上告の補正予算が議会で否決され、結果二審判決が結審となる）
- 2008年（平成20年）5月 病院用地及び久木公民館用地を緑地公園用地へ変更し返還
を要請（国、米海軍に住宅建設に反対であると伝える）
- 2009年（平成21年）6月 国は非公式に緑地公園用地の返還と西側運動施設の自由使
用を示し、横浜市域への住宅建設、トンネル整備、本設小
学校の建設への協力要請
（市は受けることはできないと回答）
- 7月 国が40haの一部返還を示し、建設への協力を要請

三者合意と池子の森裁判

国は緑地保全に配慮するとして追加建設を行わないことを表明し、市は854戸の住宅を受け入れ、平成6年11月17日に、国、県、市が5項目にわたる合意事項（いわゆる「三者合意」）を結びました。ただし、この中で返還については具体的には触れられませんでした。

合意書全文

1. 防衛施設庁は、平成7年度予算により建設を予定している低層住宅146戸のうち、108戸を高層化し、東側地区の緑地の拡大を図る。
2. 本施設の返還は難しい現状にあるが、将来返還された場合には、逗子市を含めた関係機関で意見を調整し、緑の保全その他土地利用に関する諸条件にも配慮し、適切な利用計画を策定する。
防衛施設庁は、本施設の米国への提供にあたって、施設・区域内の緑地の現況保全に配慮する。
3. 防衛施設庁は、逗子市要望のいわゆる33項目について、次によるほか、将来必要が生じたとき、昭和59年の横浜防衛施設局長回答を基本とし、事情の変更を考慮しつつ対応する。
 - ・防衛施設庁は、施設・区域入口から久木地区方面への進入路以西の運動施設の逗子市民による利用につき、米国政府及び逗子市とその使用形態を協議の上、必要な措置をとる。
 - ・防衛施設庁は、久木小中学校共同運動場への近道を確保するため、米国政府及び逗子市とその具体的位置等につき協議の上、必要な措置をとる。
 - ・施設・区域内から排出されるごみについては、施設・区域内において分別されたものを、逗子市は、同市の焼却場において処理する。
 - ・施設・区域内から排出される汚水については、施設・区域内において一次処理されたものを、逗子市は、同市の下水処理場において処理する。
 - ・逗子市及び神奈川県は、ごみ及び汚水の処理に必要となる事務を遅滞なく行う。
4. 防衛施設庁は、シロウリガイ類化石及び文化財の一部を施設・区域内において保管・展示するため、逗子市及び神奈川県の協力を得て必要な措置をとる。
5. 地域社会における日米の良好な関係の形成と親善交流の促進のため、逗子市、在日米軍、防衛施設庁及び神奈川県による協議機関を設ける。



「池子の森裁判」の経緯

2004年9月に、市は三者合意に基いて、追加建設計画の白紙撤回を求め、国が池子の森の横浜市域部分に米軍家族住宅を建設してはならない義務及び緑地の現況を変更してはならない義務があることを確認するため、横浜地方裁判所に提訴しました。

2006年3月に「法律上の争訟に当たらないというべきであり、本件訴えはいずれも不合法である。」との判断が示され、「却下」となりました。

市はこの判決を不服とし、東京高等裁判所へ控訴しましたが、2007年2月、「逗子市の訴えを却下した横浜地方裁判所の判決は相当であり、控訴の理由がないことから控訴を棄却する。」との判決が示されました。

その後、最高裁判所への上告のための補正予算を議会へ提案しましたが、否決となりました。市長は議会の意思を重く受け止め、裁判の維持が困難と判断し、上告を断念しました。結果、「棄却」が結審となりました。

昭和 59 年に市が提示した 33 項目の条件と現在の状況

実施済み

市の条件	現在の状況
1: 弾薬庫の再利用禁止と施設名の変更	「池子住宅地区及び海軍補助施設」と改称
2: 県アセス条例と市開発指導要綱の厳守	措置済
3: 住宅戸数の限度の遵守	854戸の住宅が建設済み
4: 基地関係交付金の増額と概算額の提示	住宅完成時に増額、引き続き要請 20年度2億7千万円
5: 地域経済振興への配慮	住宅建設工事の際に地元企業へ配慮
6: 関係住民の墓参を実現	1985年10月に実現
7: 日米親善のため施設周辺的环境整備	フェンス内側の植栽等実施
8: 総合体育館と文化会館の建設	返子アリーナ、文化プラザ建設費への国庫補助
9: 防災用調整池の設置	400mトラック等を兼ねて103,000㎡容量を建設
10: 施設内河川の管理と施設外河川の整備	河川工事等を施工済み
11: 地形変更を抑え建物高さは市指示に制限	市開発市道要綱の制限を遵守
12: 自然景観保全、文化財の発掘・保存	措置済み
13: 汚水、ゴミは市で処理、支障の際は協議	継続して実施中
14: 施設内の都市計画道路の整備	久木トンネルの久木側まで整備
15: 久木中・小学校共同運動場への近道整備	整備し共同使用
16: 池子地域周辺の安全対策	県道は県へ要望し整備、市道は措置済み
17: 神武寺駅の安全対策	措置済み
18: 住宅建設工事に伴う治安対策	措置済み
19: 住宅居住後の治安・風紀対策	継続して実施中
20: 広域避難場所の共同使用	久木共同運動場に接し0.45haの土地を確保
21: 常備消防の設置	措置済み
22: 消防水利施設の設置	措置済み
23: 消防避難施設の設置	措置済み
24: その他	地元要望への対応は努力するとの回答

未実施

1: 国営自然大公園の実現	三浦半島国営公園の一部として要望中
2: 医療機関の建設と用地の確保	緑地公園用地へ変更し返還の要請中
3: スポーツレクリエーション施設の建設	建設済みだが市民の自由使用は未実施
4: 久木・池子公民館の建設と用地の確保	久木公民館用地は緑地公園用地へ変更

実施困難とされたもの

1: 施設内道路と横浜・横須賀道路への接続	出入路の建設は極めて困難
2: 鉄道との立体交差化	極めて困難であるが関係機関と調整
3: 施設内にバイパス道路の建設	施設の維持管理上支障があり極めて困難
4: ヘリポート施設の共同使用	ヘリポートの建設計画はない
5: 消防訓練場の共同使用	消防訓練場の設置計画はない

返還とは？

返還とは所有者に返すことです

米軍が使用している土地は、個人、地方自治体、日本政府などの所有地が、日米地位協定に基づいて米軍へ提供されているものです。返還とは、土地（提供地）を本来の土地の所有者に返すことを言います。

池子米軍住宅の場合は、ほとんどが国有地（一部民有地）なので、返還後は財務省が所管する財産になります。

地方自治体が返還された土地を公共施設として整備する際には、財務省から国有財産法に基づき、基本的には有償で払い下げを受けることになります。

払い下げは財務省と交渉します

返還された土地を市が取得する際には、使用目的によって、無償や軽減といった特例を受けることができます。例えば、道路は無償で譲渡されることになっています。

仮に逗子市が、40ha の土地の全てを公園用地として取得する場合には、3分の1が時価、3分の2が無償貸付けとなります。払い下げの条件は、財務省へ土地が返還された後に行われる財務省と交渉の中で、土地の価格も含め、示されることとなります。

市としては、池子の歴史的経緯や財政状況などを説明し、少しでも有利な条件で取得・利用できるように交渉します。

